

## アフリカ開発銀行 (ADB) の設立構想とその背景

### I まえがき

低開発諸国の急速な経済開発を促進するために社会的資本を動員し、それを生産的投資にふり向けるための機関は、かなり早い時期から存在していた。第2次大戦後、多くの植民地諸国が統々と政治的独立をなしとげるとともに経済的独立をも達成するため、そのような機関の必要性がますます痛感されてきた。

アフリカにおいても、各国であいこいで開発金融機関が設立され、経済開発を一層効果的に行なう努力が払われてきた。しかし一国の開発金融機関が動員した貯蓄だけでは、大規模な開発資金需要をまかないきれず、またこのような機関を能率的に運営するスタッフにもこと欠く状態で、ごく一般的にみて、これまでのところアフリカの開発金融機関の活動は必ずしも満足すべき成果を取ってはいない。

このような条件のなかで、国連アフリカ経済委員会 (ECA; Economic Commission for Africa) もすでに1961年2月、「アフリカ開発銀行」(ADB; African Development Bank) の設立構想を明らかにした。今日までアフリカ諸国は公共部門および民間部門の協調によって経済開発を行ないつつあるが、そのための膨大な資金需要をまかなうために、先進諸国との双務的および多角的援助に加えて、長期低利の信用を受ける必要がある。そこでアフリカ地域全体を活動分野とする国際的な銀行を創設してこの要求をみたそう、という発想に基づくものであった。

その1年後、アジス・アベバ (エチオピアの首府) で開かれたECA第4回総会において、エチオピアとセネガルとの共同提案の形でADB設立案が提出され、1962年3月1日には原則としてこれを支持する決議が採択された。そしてただちに9人委員会がつくられ、ADB設立のための具体的な調査と、ADB協定の草案作成にとりかかっている。この9人委員会は1962年11月には最終的な結論をまとめ、閣僚会議 (Conference of Ministers) に提出されることになっている。閣僚会議の審議を終えた後、ECA第5回総会で正式に設立されるというのが、

今後のスケジュールである。

本稿では、主としてECAの報告“Possibilities of establishing an African Development Bank” (E/CN.14/ESD/9) に依拠しながら、(1) ADB設立構想がどういふ経済的な背景から生まれてきたか、(2) 現在まで明らかになった限りでの構想はどのようなものであるか、の2点について述べてみたい。

### II アフリカに対する国際的経済援助

ADBの資金源の大半は、先進国側からの拠出にまつことになっている(後述)。そこでまず先進国のアフリカ諸国に対する経済援助の実態からみて行こう。

アフリカに対する公約援助の推移は、第1表に示されている。ここからも明らかのように、最近数年の間にアフリカに対する経済援助は急増しつつある。1958年に34億5600万ドルであった低開発国全体に対する援助は、1960年には36億5400万ドルへと約6%増加したが、そのうちアフリカに対する援助は1958年の8億7500万ドルから1960年の13億7300万ドルへと53%ものいちじるしい増加をみせた。

とりわけ増加テンポのいちじるしいのは、国際機関をじての多角的援助である。これは世界銀行のアフリカ向け借款の大幅増加によるものである。1958年には5800万ドルにすぎなかった世界銀行のアフリカに対する貸出は、1960年には1億3000万ドルへと倍増した(このような業務の発展に対応して、世界銀行は1962年4月、従来のヨーロッパ・アフリカ部よりアフリカ部を独立させた)。

とはいえ量的にみて圧倒的に多いのは依然として2国間援助である。低開発諸国全体についていえば、2国間援助の大半はアメリカが占め、フランス、イギリス、西独、ベルギーがこれに続いている。しかしアフリカに関する限り、フランスの援助が最も大きい(1960年には7億3200万ドルで、アメリカの2億3100万ドル、イギリスの1億4400万ドルを大きく引きはなしている)。これに対して、アメリカ、イギリスのここ数年の伸びは、まことにいちじるしい(とくにイギリスの場合、19世紀以降の伝統である英連邦諸国のロンドン市場における起債を

資料

第1表 アフリカに対する公的経済援助(純額)

(単位: 100万ドル)

区 分	1953~1956(平均)		1958		1959		1960	
	全低開 発 国	アフリカ	全低開 発 国	アフリカ	全低開 発 国	アフリカ	全低開 発 国	アフリカ
双務的援助	1,780	729	3,066	829	3,003	1,113	3,322	1,227
オーストラリア	24	—	38	—	35	—	41	—
ベネルギア	4	4	4	4	30	30	86	86
カナダ	19	—	57	—	62	—	48	*
フランス	605	587	711	690	779	776	755	732
西ドイツ	—	—	90	..	63	..	92	— 1
イタリア	5	5	9	8	31	37	16	22
日本	*	—	177	..	4	..	81	13
オランダ	12	—	23	—	24	—	32	—
ニュージーランド	3	—	4	—	5	—	6	—
ノルウェー	*	—	1	—	1	—	1	—
ポルトガル	4	4	1	1	17	17	..	..
スペイン	11	11	..	—	..	..	..	..
スイス	*	*	1	*	1	*	1	*
イギリス	154	72	190	56	253	90	320	144
アメリカ	933	47	1,761	70	1,685	157	1,823	231
ユーゴスラヴィア	—	—	—	—	11	6	21	14
多角的援助	157	28	390	66	341	76	362	146
EDF(EEC経済開発資金)	—	—	—	—	*	*	3	3
IBRD(国際復興開発銀行)	93	23	299	58	242	67	249	130
IFC(国際金融公社)	—	—	5	—	8	—	14	—
UNICEF(国連児童基金)	11	2	18	2	20	3	18	3
UNRWA(国連パレスチナ難民救済機構)	30	—	32	—	34	—	35	—
UNSF(国連特別基金)	—	—	—	—	*	*	2	1
UNTA(国連技術援助)	22	3	37	6	36	7	0	9
合 計	1,937	757	3,456	895	3,344	1,189	3,684	1,373

(注) (1)援助には、贈与、借款、輸出信用供与、賠償支払を含む。(2)\*は、50万ドル以下、—は0または5万ドル以下、..は不明。

(出所) U. N. *International Economic Assistance to Africa*, 1960. (E/CN. 14/152)

第2表 アフリカに対する1人当たり経済援助(1960年)

対象地域	援助総額 (100万ドル)	1人当たり援助額 (ドル)
アルジェリア	379.8	34.5
英領東アフリカ	50.6	2.2
コング(旧ベルギー領)	79.7	5.6
エチオピア	18.0	0.8
旧フランス共同体諸国, カメルーン、トーゴ	327.3	9.4
ガナ	2.8	0.4
ライベリア	8.7	6.7
リビア	42.6	35.6
モロッコ、チュニジア	155.7	9.9
ナイジェリア	37.2	10.8
ローデシア、ニアサランド	14.5	1.7
ルアンダ、ウルンジ	16.5	3.4
シエラレオン	6.6	2.9
ソマリア	19.1	9.6
スーダン	37.7	3.2
アラブ連合	105.7	3.4
計	1,302.5	5.8
全低開発国	3,322.4	2.9

(注) (1)アラブ連合にはシリアも含む。(2)その他カパレレッジが若干異なるため、アフリカの援助額合計は第1表と一致しない。

(出所) 第1表と同じ。

考慮すれば、第1表に示された以上に援助の額は大きい。なおこの表には共産諸国からの援助は含まれていないが、これら諸国のアフリカに対する援助も、もちろん漸増しつつある(共産圏のアフリカ諸国に対する経済援助供与額は、1958年の2億4100万ドルから1960年には2億8500万ドルにふえた)。

この結果、1960年のアフリカ諸国の1人当たり被援助額(自由主義諸国からの)は、5.8ドルで低開発国全体の平均2.9ドルの2倍に達している。なかでもリビア、アルジェリアなど旧仏領地域で、かつ石油産出国に対する援助が大きいのは注目される(第2表参照)。

上記の公約援助と比較しうる民間ベースの援助についての統計はないが、いずれにしてもアフリカに対する先進国よりの援助は急増しつつあり、さらに今後もこの傾向が続いていくであろうことは、充分に認められるところである。

III 外部資本のフロー

前章で述べた国際的な援助を含めた長期資本（政府および民間）のフロー（純額）をみると、1950～1959年の期間に長期資本の流入したのは、コンゴ（旧ベルギー領）、ローデシア、モロッコ、南アフリカ連邦などの諸国である（第3表参照）。このうち、民間資本も流入したのはローデシア、モロッコ、南ア連邦だけで、ガーナ、エジプト、コンゴでは長期民間資本は流出している。これは産業の国有化、あるいは政治的不安によるものと思われるが、なかでもガーナでは政府部門での対外借付供与（マリーに700万ポンド、ギニアに500万ポンド）もあって、長期資本全体をとっても国民所得に対し0.4%の資本流出がみられる。

第3表 長期資本（政府および民間）の純移動の国民所得に占める割合（1950～59）

国 別	国民所得に占める比率
ローデシア	6.9% ( 4.0%)
モロッコ	3.9 ( 2.1 )
コンゴ(旧ベルギー領)	3.7 (-0.6)
南アフリカ連邦	0.8 ( 0.6 )
エジプト	0 (-0.1)
ガーナ	-0.4 (-0.7)

(注) ( )内は民間資本の移動を示し、内数

(出所) U. N., *World Economic Survey*, 1960.

もっともこれら外部資本のフローを正確に測定することは、アフリカの場合とくに困難である。旧宗主国と密接な連携関係にあるアフリカ諸国では貿易、銀行に関する金融的なフローと長期資本のフローとがからみ合っているため、統計上それを区分することは容易でないからである。いずれにしてもアフリカ諸国への外部資本——政府および民間——の移動はきわめて不均等であること、そして仏領地域およびローデシア、コンゴ（旧ベルギー領）のような鉱物資源の輸出に依存する諸国では、他の諸国にくらべ1人当たり多くの資本流入をみたことだけは確かである。

また政治的独立を達成したあと、あるいは独立まぢかになると民間資本の流出がみられる場合があること、独立後は既存の金融手段がそのままの形では適用されなくなることが多いことは注目される。

#### IV 内部資本の蓄積

次にアフリカ諸国内部の資本形成についていえば、一般に貯蓄率が予想以上に高いことは興味ある事実である。たとえ絶対値ではそれ程高くないにしても、1人当

たり所得の非常に低水準にくらべると、相対的に貯蓄率が高い事実がある。第4表には世銀スタッフが試算した特定国の投資率および貯蓄率が掲げられている。これによるとアフリカの4つの国は、アジア、ラテン・アメリカの諸国にくらべ、相対的に高い資本形成率を示しているし、しかもこれが他の低開発国よりも高い貯蓄率によって支えられていることがわかる。

第4表 特定国の投資率および貯蓄率（1952～57年平均）

国 別	総国内投資/GNP	総国民貯蓄/GNP	総政府固定投資/総国内固定投資
コンゴ(旧ベルギー領)	31	27	40
ガーナ	12	14～15	50
ナイジェリア	10	8～9	35～45
ローデシア、ニアサランド連邦	39	26	35
ビルマ	20	21	50
セイロン	11	12	50～55
インド	..	10	35
タイ	..	12	35
ブラジル	17	15	20～25
コロンビア	17	16	30
メキシコ	16	16	35～40

(注) ..は不明。

(出所) IBRD: *Financing of Public Investment in Underdeveloped Countries*; Sept. 1960.

このようにアフリカ諸国の固定資本形成のかなりの部分が、国内貯蓄および地方財源（外国会社のアフリカ諸国における貯蓄を含む）でまかなわれてきた。とくに英連邦諸国では、国内財源が総資本形成の60～70%を占めていた。「ガーナとナイジェリアにおいては国内資金は一般に資本支出に見合う以上のものがあつたし、1954年までは対外資産は引き続き増加した。この増加は外国からの資本流入の純額よりも大きかったが、このことは国内投資を上回る国内貯蓄の過剰があつた」(Economic Survey of Africa since 1950. p. 211) ことによるものである（しかし1950年代後半以降の1次産品の価格下落傾向の結果これら対外資産は急速に減少しつつある）。

この資本形成の担い手についていえば、政府資本（marketing board や公社・公団のような準政府機関を含む）がアフリカ諸国の国内資本形成の30～70%をまかなってきた（第5表参照）。民間資本形成の大部分がアフリカの原料資源産業に投下された外国資本によるものであることを思えば、アフリカ諸国自身の資本蓄積に果たす政府資本の重要な役割が知られよう。

これを政府収入の面からみても、1950～59年の期間に政府は、国内総生産(GDP)の4%ないし21%の収入を

資料

第5表 アフリカの特定国の固定資本形成

国・年度別	民間	%	政府	%	合計	%	
コンゴ (旧ベルギー領) (100万ベルギーフラン)	1953	9,500	58	6,770	42	16,270	100
	1954	7,970	52	7,280	48	15,250	"
	1955	8,720	56	6,970	44	15,690	"
	1956	9,510	58	6,810	42	16,320	"
	1957	9,230	56	7,190	44	16,420	"
	1958	7,340	52	6,930	48	14,270	"
ガーナ (100万ポンド)	1955	21.6	50	21.2	50	42.8	"
	1956	26.3	58	19.4	42	45.7	"
	1957	25.7	59	17.9	41	43.6	"
	1958	24.8	60	16.2	40	41.0	"
	1959	34.3	54	29.7	46	64.0	"
ケニア (100万ポンド)	1954	18.0	52	16.8	48	34.8	"
	1955	24.1	56	19.0	44	43.1	"
	1956	31.2	68	14.9	32	46.1	"
	1957	30.6	65	16.4	35	47.0	"
	1958	27.0	67	13.4	33	40.4	"
ナイジェリア (100万ポンド)	1952	33.3	60	22.4	40	55.7	"
	1953	32.1	59	22.6	41	54.7	"
	1954	42.8	64	24.1	36	66.9	"
	1955	44.0	56	34.3	44	78.3	"
	1956	53.6	55	43.7	45	97.3	"
ローデシア・ニアサランド連邦 (100万ポンド)	1954	50.6	58	38.2	42	88.0	"
	1955	70.1	63	42.0	37	112.1	"
	1956	88.9	64	49.9	36	138.8	"
	1957	88.2	58	64.0	42	152.2	"
	1958	70.4	52	64.9	48	135.3	"
スーダン (100万スーダンポンド)	1955	9.8	46	11.4	54	21.2	"
	1956	13.6	52	12.6	48	26.2	"
	1957	21.5	50	21.3	50	42.8	"
	1958	15.3	40	22.9	60	38.2	"
	タンガニカ (100万ポンド)	1954	26.0	61	10.2	39	26.0
1955		28.9	62	10.9	38	28.9	"
1956		27.6	66	9.3	34	27.6	"
1957		29.5	67	5.8	33	29.5	"
1958		27.4	69	8.5	31	27.4	"
ウガンダ (100万ポンド)	1954	18.5	22	14.4	78	18.5	"
	1955	23.2	30	16.2	70	23.2	"
	1956	21.7	39	13.3	61	21.7	"
	1957	20.4	39	12.5	61	20.4	"
	1958	19.6	38	12.1	62	19.6	"
1959	17.0	35	11.0	65	17.0	"	

(注) 政府部門には政府機関、政府企業を含む。  
(出所) U. N., *Economic Planning in Africa* (E/CN. 14/ESD/4) 原資料は U. N., *Yearbook of National Accounts Statistics*, 1959. および 1960.

得ている。たとえばガーナやコンゴ (旧ベルギー領) は輸出税だけでGDPの5~6%を占めているし、ナイジェリア、カメルーン、ケニアでは輸入税だけでGDPの5%程度を集めている。

以上のようにアフリカ諸国では、国内貯蓄の増加措置により、かなり高水準の投資が実現されてきたが、国に

よってかなり事情を異にすることはいうまでもない。そのみならずこのような平均数字は事実をミスリードする側面もあることに留意しなければならない。つまり平均だけでは国民経済におけるアフリカ人部門と非アフリカ人部門、輸出部門と国内部門、都市部分と農村部分相互間の不均衡をあらわさないからである (もっとも、これらの不均衡を正確にあらわす統計はない)。

いずれにしろ、このような投資活動の結果、1950年代のアフリカ諸国の経済成長率は4~6%であった (別の統計によると、1950~57年の期間については5~13%の成長率を示している (第6表)。これはたとえば日本の15%以上の高度成長には及ばないとしても、他の資本主義諸国の発展テンポに充分匹敵しうるものである。しかしこの場合にも国民経済の成長は主としてその近代的部分 "modern enclaves" の発展に負うものであることに注目しなければならない。むしろ近代的部分と非近代的部分との格差は拡大しつつあるのではないだろうか。

第6表 アフリカ諸国の経済成長率 (平均)

国名	期間	国民総生産増加率
ベルギー領コンゴ	1950~1957	8.64%
モロッコ	1951~1956	3.38
ナイジェリア	1950~1956	5.74
ローデシア・ニアサランド連邦	1950~1957	13.22
南ア連邦	1950~1957	9.14
ガーナ	1950~1957	5.82
モリタニア	1950~1957	6.72
ケニア	1950~1957	10.98
タンガニカ	1950~1957	5.33
ウガンダ	1950~1957	7.90
エジプト	1950~1956	2.56

(出所) *Economic Survey of Africa Since 1950*.  
原資料は、U. N., *Yearbook of National Accounts Statistics* その他。

V アフリカ諸国の開発金融機関

すでに述べてきたような内部資本を動員したり、外部資本を受け入れて生産的投資にふり向けるための努力は、アフリカにおいても第2次大戦後各国のあいにく開発金融機関の設立となってあらわれてきた。第7表は、アフリカ諸国の開発金融機関を示している。

ここに掲げた23の機関は、開発公社、投資会社、開発基金などの名前をもっているが、いずれも基本的には、工業開発を援助するための機関であることはいうまでもない。そしていずれも政府のイニシアティブによって創設されている。このうち民間所有の機関は、Industrial

資 料

Finance Corporation of South Africa だけであって、5つの政府と民間の混合機関を除けば、すべて政府の所となっている。

これらの開発金融機関の一般的な任務は、工業開発の推進にあるが、具体的には、民間企業への長期低利の資金供給、企業の直接経営、株式資本への投資による民間企業への参加などの方法によって行なわれる。ナイジェリアの Regional Development Corporation、モロッコの Bureau d'Etudes et de Participations Industrielles などは、これら3つの機能をすべて果たしている。

これらの機関の活動を通じていえることは、アフリカ諸国は工業を能率的に運営してゆく技術（企業経営も含めて）を充分にもたないため、ともすれば機関自身が企業の直接経営にのり出したり、また当該国にとって必要な産業を創り上げてくれる既存の外国系会社への株式投

資に活動の重点をおくことになりがちである。たとえば Uganda Development Corporation は、かなり大規模な工業を子会社を通じて運営しているし、銀行を含む各種の民間企業への株式投資を行なっている（第8表参照）。ナイジェリアやガーナの開発銀行も同様である（ガーナの場合には、子会社の運営がうまくゆかないとの理由で、1961年暮開発公社は解散され、各企業が独立採算制をとるよう改められた）。

これに対し長期的な開発資金の貸し付けに重点をおいているのは、ケニアの Industrial Development Corporation、ローデシア・ニアサランド連邦の Industrial Promotion Corporation、南北両ローデシアの Industrial Development Board および南ア連邦の Industrial Development Corporation である。しかしこれら3つの国の場合には、ヨーロッパ人入植者が一定の工業的能

第7表 アフリカ諸国の開発金融機関（1961年10月現在）

国 別	機 関 名	所有形態	活 動 形 態		
			貸付	株式投資	企業経営
コ ン ゴ (旧ベルギー領)	Société de Credit au Colonat et à l'Industrie	混合	○		
エ チ オ ピ ア	Development Bank of Ethiopia	政府	○	○	
ガ ナ	Ghana Industrial Development Corporation	政府	○	○	○
ケ ニ ア	The Industrial Development Corporation	政府	○	○	
ラ イ ベ リ ア	The Agricultural and Industrial Credit Corporation	政府	○		
モ ロ ッ コ	Bureau d'études et de participation industrielles	政府	○	○	○
ナ イ ジ ェ リ ア	Banque Nationale de Développement Economique	混合	○	○	
	Federal Loans Fund	政府	○		
	Revolving Loans Fund	政府	○		
	Investment Company of Nigeria	混合	○		
	Regional Development Corporations	政府	○	○	○
	Industrial Promotion Corporation of Rhodesia and Nyasaland	政府	○		
ローデシア・ニアサランド連邦	Northern Rhodesia Industrial Development Corporation	政府	○		
	Southern Rhodesia Industrial Development Board	政府	○		
	Nyasaland Industrial Development and Loans Board	政府	○		
セ ネ ガ ル	Banquo Senegalese de Development	政府	○	○	
カ メ ル ー ン	The Southern Cameroons Development Agency	政府	○		○
南 ア 連 邦	Industrial Development Corporation	混合	○	○	
チ ュ ニ ヌ ジ ア	Industrial Finance Corporation	民間	○		
	Société Nationale d'Investissement	混合	○	○	
	Uganda Development Corporation	政府		○	○
ウ ガ ン ダ	African Loans Fund	政府	○		
エ ジ プ ト	Industrial Bank	政府	○	○	

(注) ガーナの I. D. C. は、1961年秋に解体された。

(出所) U. N., Possibilities of Establishing an African Development Bank (E/CN. 14/ESD 9)

力をもっている事実が、開発金融機関の活動を民間企業への資金援助に限定せしめているといえよう。

要するにアフリカの開発金融機関の経験は、市場の狭さを別にすれば工業的能力が欠けていることと金融資本の不足が、工業開発の主要なボルト・ネックであることを示している。

したがってガーナの Industrial Development Corporation のように、たとえ民間企業へあい次ぐ貸し出しを行なっても、借り入れた側でその企業を能率的に運営する技術的ないし経営的知識をもたないため、債務不履行や不良貸し付けを生じたりすることになる。この点に関して W. A. Lewis は、「I. D. C. の欠陥は資金を貸し出したということではなく、管理のない資金を貸し出したことにある。したがって I. D. C. が単に資金を貸し出すことよりも、経営的な指導に重点をおいていたなら、結果はもっと違ったものになったろう」(Report on Industrialization and the Gold Coast, 1953) と述べている。(この I. D. C. が最近廃止されたことは前述した)。

このように、国内資金を集めて開発のため有効に使うことが困難だということになると、当然、国内産業への外国投資を奨励することになる。つまり外国会社への投資や、開発プロジェクトの調査を行なって外国系会社への便宜を提供することに活動の主力が注がれる。ナイジェリアの Regional Development Corporation や、さきにあげた Uganda Industrial Development Corporation がそれである。後者の場合には、とくに技術部を設けて、技術問題や、工業プロジェクトの潜在的可能性について

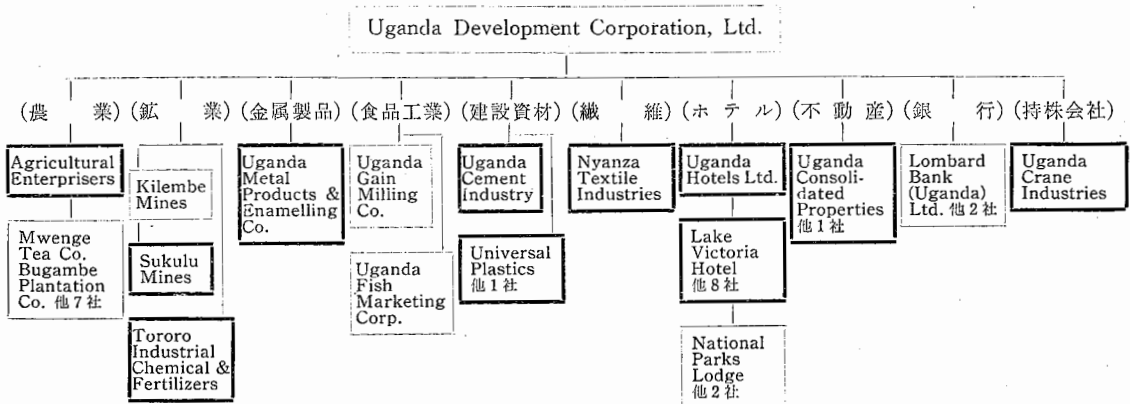
の調査を行なっている。

またモロッコの Bureau d'Etude et de Participations Industrielles は、その名の示すように政府または民間会社によって提出されたプロジェクトを調査するのが、主要な業務となっている。しかしアフリカのように、市場の狭さと下部構造の未開発に阻害されて、投資機会の非常に乏しいところでは、投資機会を創り出すという点からこのような開発金融機関による開発プロジェクトの調査活動にも、充分の意義が見出されよう。

市場の狭さの点についていえば、基本的な産業施設がない上に幅と広がりをもつ大きな市場が存在しないなら、外国からの投資を誘引することは望みえないところである。しかし現実には、依然としてアフリカ人1人当たり所得はきわめて少ないし、世界の第1次産品への需要は低下する一方である。そのうえ marketing board を通じて蓄積された富は、(とくに旧英領西アフリカにおいて)急速に減少しつつある。これはこの蓄積を大きな金融資源としていた各国の開発金融機関の活動をますます制約しようとしている。

アフリカ諸国の今後の経済発展をおし進めるには、豊かな投資機会を創り出すとともに、ますます大規模な社会的資本の動員が必要である。各国の開発金融機関にのみ限り、投資機会を生み出すための運輸、通信、電力、教育のような経済の下部構造への投資を行なう機能はもっていない。しかもこのような社会的間接投資は、一国の狭い国境を越えて行なわれる場合が多い訳であるし、そうだとすれば個々の政府や開発機関がそれを遂行する最も妥当な立場を占めているとはいいがたい。しかもア

第8表 ウガンダ開発金融機関の活動



(注) □は従属会社 (U. D. C. が直接運営するもの), □は連携会社 (U. D. C. が資本参加するもの)。

(出所) Crane (U. D. C. の機関誌) 1962年1月号より作成。

フリカの場合、各国がそれぞれ有機的な経済単位を構成しているとはいえない。その上これらの開発には、到底一国ではまかないきれない巨額の開発資金を必要とする。このような事情が、アフリカ地域全体を対象とした国際的開発金融機関——ADB——の設立構想を生むに至ったのである。

## VI ADB設立構想の概要と問題点

このような一般的背景のなかで、ADB設立案は1962年3月、ECA第4回総会で原則的な承認を受け、目下9人の専門家グループによって鋭意具体案が練られつつある。しかしこれまでの討議を通じて大体の輪郭は明らかにされている。ADBが最終的に実現しないならともかく(その可能性も皆無ではない)、この秋に実現するとすれば、その骨格はおよそ次のようなものであるだろう。

- (1) ADBは、(i) 商業ベースに立った hard loan
- (ii) 非商業ベースに立った soft loan
- (iii) 贈与
- (iv) 投資前支出
- (v) 他から受け入れる借款の保証

などをあわせ行なう弾力性に富んだ機関となるだろう(ADBの起案者は、米州開発銀行<IDB>をモデルにしていると思われる)。

(2) 資本金は少なくとも、10億ドル程度とする。このうち4億ドルは、5年間にわたり払い込まれる(内訳はアフリカ諸国が2億ドル、非アフリカ諸国が2億ドルとする)。残りの6億ドルについても、非アフリカ諸国からの拠出をうける(IDBも一般資本金および特別基金をあわせて資本金は10億ドル、FEDOM《EEC開発基金》の資金拠出総額は、フランスの当初案10億ドルに対して、実際には5億8125万ドルになった。IDAも授權資本金は、10億ドル。なおこれら機関の比較については本稿末尾の表を参照)。

(3) 総務会(Board of Governor)および理事会(Board of Directors)における「アフリカン・コントロール」を維持するため、外部からの応募株式には低位の議決権しか与えない。

(4) 経営陣は、外部からの資本を誘引するため、高度の金融的判断に従い、商業金融ベースを原則とする。

(5) したがって通常の hard loan を中心にするが、同時に関係国政府の同意を得て、公的・私的および公私混合プロジェクトの株式資本にも投資する。

(6) 贈与および soft loan は、資金拠出国との特別の経路を経たのち供与される。

ECA総会では、このADB設立案をめぐる、種々の討論が交わされたが、その主な問題点について述べれば次のようである。

(1) アフリカ地域全体にまたがるADBの必要は認めながらも、同時にあるいはこれに先行して、各国の開発機関を整備すべきではないか。開発銀行政策の調整も、各国の開発金融機関の連合によって可能ではないか。

(2) 新しい地域的機関を創らなくても、各国の借入金を保証する共同基金またはプール機関を創れば足りるのではないか。

(3) ADBにおける「アフリカン・コントロール」は必須の条件だが、まずADBがECA加盟国によって構成されるとして、加盟国以外のメンバーが加わる場合、議決権は拠出の額によってウエイトをつけられるべきではないか。

(4) 工業開発のみならず、農業開発もADBの活動対象としてとり上げられねばならない。運輸、灌漑、市場流通改良計画のような、一國以上に関係するプロジェクトも、とり上げられるべきである。

(5) アフリカ諸国は、果たして5年間に2億ドルの払い込みに応じうるか、しかもその半分を金または交換可能通貨で払い込むことになれば——これは既存の国際的な開発金融機関に通常みられる——ますます困難ではないか。

また2億ドルのあとの半分をアフリカ諸国の各国通貨で払い込むとして、ADBが主として開発計画の外国為替費用をまかなうものとするれば、その資金は事実上、利用できないのではないか。

(6) もし、「アフリカン・コントロール」を失うことにならないなら、アフリカ諸国の出資は、非アフリカ諸国のそれと同額またはそれ以上にする必要はないのではないか。

(7) 10億ドルの資本金では、広大なアフリカ地域の開発を促進するのに少なすぎはしないか(現に10億ドルの資本金でスタートしたIDA《第2世銀》は、すでに資金源の枯渇状態を迎えようとしており、増資がもくろまれつつある)。

(8) 資金源をふやすためには、西側諸国のみならず、東側諸国からもまたできる限り広範な金融機関からの援助をうけるべきではないか。

資料

(9)いまの構想のADBが実現するとすれば、調査を除く実務部門だけで、少なくとも100名以上の専門的なスタッフを必要とするが、このようなスタッフをいかにして養成するか、この点に関連してECA第4回総会は、ADB設立案と同時にアフリカ経済社会開発研究所 African Institute for Economic and Social Developmentの設立を決議した。これは、開発途上にあるアフリカ諸国が、その開発のためのスタッフを集中的に研修することを目的としたものであって、エジプト、エチオピア、ガーナ、ナイジェリアなど多くの国が、自国内に誘致するよう努めたが、結局、セネガルの首都ダカールにおかれることが決定した。その具体的な内容についてはまだ確認しえないが、その概要は次のようである。

- ① 各国政府の職員を優先的に研修せしめ、主要コースは9カ月とする。
- ② しかし、現実の開発計画の必要性から、各国の中堅職員をそれほど長く職務から離れさせることは困難であり、大学卒業後間もない若手職員をも、2～3年程度研修せしめる組織も考慮する。
- ③ 研修に使われる言葉は、ECAの使用語である英語とフランス語の2カ国語とする。
- ④ 講座の内容は、アフリカ人の手で決定される。

Ⅶ 今後の展望

このような本質的および技術的な問題点が解決され、ADBの規模、形態、機能、資金源、設立の時期について明確な結論がでるまでには、なおかなりの迂余曲折を

付表 ADBのモデルとなるべき既存開発金融機関の比較

項 目	Inter-American Development Bank (IDB)	EEC Development Fund (FEDOM)	International Development Association (IDA)
1. 資 本 金	一般資本金 8億5000万ドル (うち4億0000万ドル払込済) 特別基金 1億5000万ドル ( " 1億5000万ドル " ) 計 10億0000万ドル ( " 1億5000万ドル " )	581,250 EUP単位 (1 EUP単位=\$ 1)	9億556万ドル (授権 資本金10億ドル)
2. 資 金 源	加盟21カ国政府の出資および民間資本市場での 証券の発行	EEC加盟6カ国の 出資	加盟国の出資
3. 応募資本金にお けるラテン・ア メリカ諸国の比 率	一般資本金の58.8% 特別基金の33.3%	な し	2.11%
4. 応募資本金にお けるアフリカ諸 国の比率	な し	な し	2.77%
5. マネジメントへ のラテン・ア メリカ諸国の参加	議 決 権 60% 総 務 会 21名中20名 理 事 会 7名中6名	} な し	議 決 権 4.20%
6. マネジメントへ のアフリカ諸 国の参加	な し		議 決 権 3.14%
7. 目 的	開発のための政府投資および民間投資を促進 し、加盟国の経済開発を個別的または集団的に 加速するよう寄与する。 開発計画の作成、金融および実施のための技術 援助 (特定の開発工事計画の優先度およびその 立案についての調査を含む) を供与する。	連携諸国の社会的お よび経済的開発の促 進	商業ベース以下のゆる やかな条件で長期 の開発資金を供与 し、低開発国の経済 成長を促進する
8. 事業の対象	政府または民間の生産的な計画 (各国の、また は地域的な開発計画の一部を構成する計画を含 む) に対する貸し付け。 各国の開発金融の必要が、IDBが直接管理す るほど大きくない場合に、IDBは各国の開発 機関に貸し付けを行なって、これら機関の開発 金融を援助する (開発計画に関する特別の条件 により、あるいは借入国の特殊な条件により、 借入金の一部または全部を借入国の通貨で返済 する必要がある場合には、IDBの特別基金の 資金を用いる)。	社会的および経済的 プロジェクトに対す る貸し付け	経済的に可能ではあ るが、世界銀行の通 常の貸し付けをうけ られないプロジェクト (たとえば上水道 や技術教育) に対す る貸し付け

(出所) 第6表と同じ。



経なければならぬであろう。

ともあれ、アフリカ諸国自身の一致した意見と非アフリカ諸国の積極的な支持なしには、この構想は所期の目的を達しえない。それにしてもアフリカ諸国内部には、旧仏領諸国を中心とした、E E C諸国やその他西欧先進諸国と積極的に接近しようとする、いわゆるブラザビル・グループと、それとは対照的に、民族主義を旗印に共同歩調をとろうとする、いわゆるカサブランカ・グループとの間に外交政策をめぐる対立傾向がみられる。もっともこの両派の対立は決定的なものではなく、とくに前者のブラザビル・グループにエチオピア、ソマリア、チュニジアなどきわめて多様な外交政策をもつ諸国が参加して以来(いわゆるモンロビア・グループの結成)、カサブランカ・グループとの対立はいちじるしく緩和されはじめたといえよう。

本稿で取り扱ったADB構想は、いうなればモンロビア・グループの提案であって、カサブランカ・グループは去る6月16日、カイロで開かれた首脳会議で、これとは別にアフリカ経済開発銀行の設立を決議している。

(ギニアの首都コナワリに本部をおき、共同市場、支払い同盟などととも、加盟国の批准を終えたのち、1963年1月1日から発足する)。この内容の詳細については、いままでのところ明らかでない。しかし要するに、カサブランカ・グループが外部からの支配を排し、アフリカ諸国独自の開発金融機関をつくらうという積極的な意思表示を行なったものとみるべきであろう。むしろADBのようなアフリカ諸国共同の開発金融機関の必要性を別

の形で確認したともみられよう。いずれの案も、きわめて流動的な状態にある。今後の成り行きがますます注目されるゆえんである。

むしろ問題は、アフリカ諸国以外の援助がどの程度得られるかということにあるように思われる。現在の案では、資本金の8割(8億ドル)を先進国に期待しているが、現時点までは、どこも援助の意思表示を行っていない。「アフリカン・コントロール」の原則が、現実にはどこまで貫きうるのか、予断を許さないところである。

それにしてもこのADB構想の立案者は、少なくとも形式的な側面については米州開発銀行(IDB)をモデルにしているようである。しかしIDBが、同じく10億ドルの資本金をもつとはいえ、アメリカがそのうち4億5000万ドル(一般資本金3億5000万ドル、特別基金1億ドルを負担し、かつ政治的には、アメリカのリーダーシップのもとにある米州機構に支えられるなど、アメリカの強力な支持をうけて設立されたことに注目しなければならぬ。

ADBについても、カサブランカ・グループなどアフリカの一部の国を排除しながら西欧先進諸国のテコ入れによって成立するのか、それともアフリカ諸国を打って一丸とし、東西両方からの資金援助を得て実現するのか。そのいずれをとるかによって、ADBの果たす役割もかなり変わってくると思われる。われわれの注目してやまないゆえんである。

(アジア経済研究所調査研究第3部 藤田弘二)

### アフリカのナショナリズムの発展

— 調査研究報告双書 第24集 —

穴 戸 寛 編

総 括	.....	穴 戸 寛
第1章 総 論	.....	穴 戸 寛
— アフリカの植民地化、各国の植民政策、ナショナリズムの発展 —		
第2章 ナイジェリア	.....	中 村 弘 光
— ナイジェリアにおけるナショナリズムの展開とその特質 —		
— ナイジェリア・ナショナリズムの背景、ナショナリズムの発生、第2次世界大戦期におけるナショナリズムの発展、リチャーズ憲法とそれに対する民族主義運動、ヨルバ・ナショナリズムの形成、北部州におけるナショナリズムの展開、マクファーンソン憲法から独立確定までの略史、ナイジェリア・ナショナリズムの特質、ナイジェリア関係主要参考文献目録 —		
第3章 ケニア	.....	穴 戸 寛
— イギリスのケニア領有、ホワイト・ハイランドの設定、ケニア民族運動の発展、マウマウの反乱(1)(2)、民族運動の復活 —		
第4章 コンゴ	.....	山 下 秀 雄
— 序論、概況、略史、再侵略、ベルギーの植民地政策(1)(2)、民族主義の発生 —		
第5章 南ローデシア	.....	山 田 秀 雄
— 概観、征服者と被征服者、隔離政策、アフリカ人の目覚め、ローデシア・ニヤサランド関係主要参考文献目録 —		
第6章 旧フランス領西アフリカ	.....	勝 岡 宣
— 植民地化の過程、第2次大戦までの統治、第4共和制下の統治、共同体と独立 —		